

中間試案の取りまとめに向けた議論のためのたたき台（その3）

（注）本部会資料においては、中間試案のたたき台を太字で示し、各事項につき補足説明を記載している。

はじめに

氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの登録・公証が必要な理由は、次のとおりである。

- 10 (1) 正確に氏名を呼称することが可能となる場面が多くなることによって、他人から自己の氏名を正確に呼称される権利・利益の保護に資する。
- (2) 社会生活において「なまえ」として認識するものの中には、氏名を平仮名（片仮名）で表記したものも含まれていると考えられ、これを登録・公証することは、まさしく「なまえ」の登録・公証という点からも意義がある。
- 15 (3) 情報システムにおける検索及び管理の能率を向上させるとともに、行政手続等において、公証された氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの情報を利用することによって、手続をより円滑に進めることが可能となり、国民の利便性の向上に資する。また、氏名を平仮名（片仮名）で表記したものを本人確認事項の一つとすることを可能とすることにより、各種手続における不正防止を補完することが可能となる。
- 20

氏名を平仮名（片仮名）で表記したものを法制化する必要性が高まった背景として、①我が国における社会全体のデジタル化の推進、特にベース・レジストリの整備を推進する方針が定められたこと、②今般の新型コロナウイルス感染症対応を契機として、行政のデジタル化を更に推進し、デジタル社会における国民サービスを拡充する必要性が高まったこと、③難読な名の読み方（読み仮名）が増えていること、④我が国における国際化の進展に伴い、例えば、まず、外来語の名又は外国で出生したり、父若しくは母が外国人である子などについては音としての名を定め、次に、その意味又は類似する音に相当する文字を文字で表記された名とする場合など、文字で表記された名よりもその読み方（読み仮名）により強い愛着がある者も少なくないと考えられることなどが挙げられる。

第1 氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの戸籍の記載事項化に関する事項

35 **1 戸籍の記載事項への追加**

戸籍の記載事項として、戸籍法第13条に次のいずれかの規定を設けるもの

とする。

【甲案】氏名を平仮名で表記したもの

【乙案】氏名を片仮名で表記したもの

(注) 氏名を平仮名(片仮名)で表記したものとして戸籍に記載することができる平仮名又は片仮名の範囲は、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)本文第1(直音、拗音、撥音、促音)又はこれを片仮名に変換したもののほか、小書き(「あ」、「ア」など)及び長音(「ー」)など、戸籍の氏名に用いることができる文字も範囲に含めることが考えられる。

(補足説明)

第3回会議において、部会資料3の第1のうち、「1 戸籍の記載事項としての名称」、「2 戸籍の記載事項に関する規定の見直し」及び「4 読み仮名として用いる平仮名又は片仮名の範囲」の項目を1つにまとめて整理すべきとの意見があったことを踏まえ、本文のとおり整理し直した。

2 氏名を平仮名(片仮名)で表記したものの許容性及び氏名との関連性

氏名を平仮名(片仮名)で表記したものの許容性及び氏名との関連性に関する審査について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】戸籍法には規定を設けず、法の一般原則である権利濫用の法理、公序良俗の法理による(注1)。

【乙案】氏名との関連性について、戸籍法に次のような規律を設けるものとする(注2)(注4)。

氏名を平仮名(片仮名)で表記したものは、国字の音訓若しくは慣用により表音され、又は字義との関連性が認められるものとする。

【丙案①】氏名との関連性について、戸籍法に次のような規律を設けるものとする(注3)(注4)。

氏名を平仮名(片仮名)で表記したものは、次のいずれかとする。

ア 国字の音訓又は慣用により表音されるもの

イ 国字の音訓又は慣用により表音されるものでなくても、字義との関連性が認められるものその他正当な事由が認められるもの【として法務省令で定めるもの】を届け出た(申し出た)場合における当該表記

【丙案②】【丙案①】のイを次のとおりとする(注5)。

イ 国字の音訓又は慣用により表音されるものでなくても、社会通念上相当であると認められないものでないものを届け出た(申し出た)場合における当該表記

(注1)【甲案】について法令に規定することも考えられる。

(注2)【乙案】を採用する場合、法の一般原則である権利濫用の法理及び公序良俗の法理も適用されるが、(注1)と同様にこれを法令に規定することも考えられる。

(注3)【丙案】を採用する場合、アについては、法の一般原則である権利濫用の法理及び公序良俗の法理も適用されるが、(注1)と同様にこれを法令に規定することも考えられる。

5 (注4)【乙案】又は【丙案】における「慣用」は、社会的にその氏名を平仮名(片仮名)で表記したものが使用されているという社会的慣用を意味するものである。

(注5)【丙案②】は、【丙案①】と同様に、氏名との関連性に関する規律である。

(補足説明)

1 部会資料3からの変更点

10 第3回会議において、本文【甲案】から【丙案】までの3つの案を提示することについては肯定的な意見が多かったものの、本文【丙案】については、本文【乙案】と比較して、許容される範囲がそれほど広がらないのではないかとの意見や、本文【乙案】との違いが分かりにくいとの意見があったことから、本文【丙案】を見直し、【丙案①】及び【丙案②】の2つの案を提示している。

15 2 基本的な考え方

氏名を平仮名(片仮名)で表記したものについては、①氏名を平仮名(片仮名)で表記したものの自体の許容性と、②氏又は名との関連性という2つの観点があるものと考えられる。

20 本文【乙案】及び【丙案】は、本文【甲案】だけでは、②の観点からの審査に支障を来すおそれがある((補足説明)3参照)として、本文(注2)及び(注3)のとおり、①の観点に加え、②の観点から審査することを明記するものである。

25 本文【丙案】は、本文【乙案】を基本としつつ、名乗り訓((補足説明)5参照)及び部分音訓(漢字の音訓の一部のみを用いた読み)などについて許容される範囲を広げるものである。具体的には、第2回会議において、本文【乙案】の「字義との関連性」について、外国語についても関連性を認めることとすると、その範囲が不明確になるとの指摘があったことなどを踏まえ、氏名を平仮名(片仮名)で表記したものについては、国字の音訓又は慣用により表音されるもののほか、国字の音訓又は慣用により表音されるものでなくても、本文【丙案①】では、正当な事由が認められるものにつき、「届出(申出)」を要件として、本文【丙案②】では、社会通念上相当であると認められないものを除き、「届出(申出)」を要件として、それぞれ許容することとしている。

35 なお、第2回会議において、氏名及び氏名を平仮名(片仮名)で表記したものが個人の権利・利益と密接に関わるものであることは明らかであるが、その一方で、氏名は、社会において個人を識別する機能を有するものであり、氏名を平仮名(片仮名)で表記したものもまた、同様の機能を有するものであることから、氏名を平仮名(片仮名)で表記したものを定めるに当たっては、社会的な混乱を防止するため、一定の制約を受けると考えられるとの意見があった。

3 【甲案】の問題

(補足説明) 2のとおり、本文【甲案】は、①氏名を平仮名(片仮名)で表記したもの自体の許容性の観点から審査することは可能であるが、法の一般原則である権利濫用の法理及び公序良俗の法理による審査である以上、②氏又は名との関連性の観点から審査することは困難であり、仮に審査することが可能であるとしても、本文【甲案】の基準によって、反訓読みによるもの((補足説明) 5参照)や、例えば、慣用として「スズキ」と読まれる氏について、それを平仮名(片仮名)で表記したものとして「サトウ」と届け出るものを排除することは困難ではないかとの意見があった。

4 【甲案】を法令に規定する場合の問題

本文(注1)のとおり、本文【甲案】については法令に規定することも考えられる(なお、本文(注2)及び(注3)のとおり、本文【乙案】及び【丙案】についても同じ。)

東京家裁八王子支部平成6年1月31日審判(判例時報1486号56頁)において、「市町村長の命名についての審査権も形式的審査の範囲にとどまり、その形式のほか内容にも及び、実質的判断までも許容するものとは解されないが、例外的には、親権(命名権)の濫用に互るような場合や社会通念上明らかに名として不相当と見られるとき、一般の常識から著しく逸脱しているとき、または、名の持つ本来の機能を著しく損なうような場合には、戸籍事務管掌者(当該市町村長)においてその審査権を発動し、ときには名前の受理を拒否することも許されると解される。」とされたとおり、名を初めて戸籍に記載される場合、戸籍窓口において法の一般原則による審査が行われているものの、現行法上、その審査に関する明文の規定はなく、戸籍法第50条第1項において、「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。」と規定されているに過ぎない。そこで、本文【甲案】を法令に規定する場合には、氏名についても同様に、その審査に関する明文の規定を設けることが考えられるものの、慎重な検討が必要であると考えられる。

5 【乙案】及び【丙案】の問題

本文【乙案】及び【丙案】に対しては、①慣用については、その範囲や判断基準を明確に定めることは困難である、また、②氏にあっては、慣用でない氏を平仮名(片仮名)で表記したものや字義と一致しない氏を平仮名(片仮名)で表記したものも存在する(ただし、本文【丙案】を採用する場合、イについて、旅券法施行規則の規定に倣い、公の機関が発行した書類により当該氏を平仮名(片仮名)で表記したものが本人によって通常使用されているものであることを確認する手段はあると考えられ、第2の2により戸籍に記載する際の規律に加えることも考えられる。)、③名にあっては、命名文化として、最初に誰かが名を平仮名(片仮名)で表記したものとして考えた漢字の読みが広まって一般的な名乗り訓(名前に特有の訓読み)となると、仮に新たな名乗り訓

となり得るものが認められないことになる、これまでの命名文化・習慣が継承されないこととなるなどの指摘がある。

本文（注4）のとおり、本文【乙案】又は【丙案】における「慣用」は、社会的にその氏名を平仮名（片仮名）で表記したものが使用されているという社会的慣用を意味するものであり、具体的には、不特定多数人において、氏又は名から当該氏又は名を平仮名（片仮名）で表記したものを判読することが可能であること、氏を平仮名（片仮名）で表記したものにあっては、親が戸籍に記載されている場合には当該親により使用されているものであること、名を平仮名（片仮名）で表記したものにあっては、多数人において当該名を平仮名（片仮名）で表記したものが使用されていることなどが考えられる。

また、第2回会議において、漢字の中には、反訓読みといわれる反対の意味の読みが存在するものがあるとの指摘があったところ、反訓読みによるものについては、混乱が生じることを防止するため、これを認めるべきでないのではないかとの意見があった一方で、反訓読みは中国の訓詁学の中で育まれてきたものであり、その一部は漢和辞典にも掲載されているとの指摘があった。

6 【丙案①】における正当な事由

戸籍法第107条の2において、「正当な事由によつて名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。」と規定されており、これを参考としている。

そのほか、戸籍法においては、第三者による戸籍謄本等の交付請求に関する第10条の2第1項第3号や、過料に関する第137条から第139条までにおいて、「正当な理由」という文言が規定されている。

本文【丙案①】における正当な事由が認められるものとして、既に戸籍に記載されている者については、旅券やその他の公簿等に氏名を平仮名（片仮名）で表記したもの又はこれらを元にしたローマ字が登録され公証されている場合などが考えられる。

他方で、氏又は名との関連性の観点から、社会的な混乱を招くものなどについては、正当な事由が認められないと考えられる。社会的な混乱を招くものとしては、行政区画を例にすれば、京都市の左京区について、平仮名（片仮名）で表記したものを「うきょうく（ウキョウク）」とするなど、相手方に、当該氏名を平仮名（片仮名）で表記したものが常に誤記されたものと受け取られるものが考えられる。

なお、第2回会議において、旅券その他の公簿等に記載する、氏名を平仮名（片仮名）で表記したもの又はこれらを元にしたローマ字については、戸籍の記載に基づくものとすべきであるとの意見があった。

7 【丙案①】において正当な事由が認められるものを法務省令で規定する案

【丙案①】については、（補足説明）6のとおり正当な事由が認められるものを法務省令で規定することとするとも考えられることから、本文【丙案①】

において、ブラケットを付して記載している。

なお、正当な事由が認められる具体的な場合としては、名乗り訓や部分音訓によるものが考えられるところ、例えば、「社会通念上相当でない」と認められないもの」などと規定することが考えられる。

5 8 【丙案②】における社会通念上相当であると認められないもの

国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）において、「職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。」と規定されており、これを参考としている。

10 社会通念上相当であると認められないものとしては、氏又は名との関連性の観点から、社会の混乱を招くものなどが考えられる。

9 その他考慮すべき事項

15 第1回会議において、字義との関連性などを戸籍窓口において審査することは困難であり、抽象的な規律とせざるを得ないとの意見があり、第3回会議においても、戸籍窓口における混乱を防止するため、これまでの取扱いを大幅に変更するのは相当でなく、一般的抽象的な規律を設け、個別に判断することとするのが適切であるとの意見があった。

20 また、戸籍窓口の事務への影響や不受理件数の増大、ひいては家庭裁判所の実務への影響も懸念されるとの意見や、戸籍窓口や家庭裁判所において、どのような要件をどのようなスタンスで審理・判断することになるのかについて、議論を尽くすことが重要だとの意見、特に、本文【甲案】における権利濫用や公序良俗等の概念は抽象的なので、具体的基準として機能するよう、こういう氏名を平仮名（片仮名）で表記したものは認められないといった点について、具体的に議論を尽くすべきであるとの意見もあった。

25

第2 氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの収集及び変更に関する事項

1 氏又は名が初めて戸籍に記載される者に係る収集

30 戸籍法第13条第1号に定める氏又は名が初めて戸籍に記載される者については、氏又は名が初めて戸籍に記載されることとなる戸籍の届書（出生、国籍取得、帰化、氏の変更、名の変更、就籍の届書等）の記載事項とし、これを戸籍に記載することとする（注）。

（注）例えば、「届出事件の本人の氏又は名を初めて戸籍に記載するときは、届書にその氏又は名を平仮名（片仮名）で表記したものを記載しなければならない。」というような規定を戸籍法に設けることが考えられる。

35

（補足説明）

戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によってするとされているところ（戸籍法第15条）、実情と

して、届出による記載がほとんどである。

2 既に戸籍に記載されている者に係る収集

既に戸籍法第13条第1号に定める氏名が戸籍に記載されている者に係るものについては、次の案により収集するものとする。

既に戸籍法第13条第1号に定める氏名が戸籍に記載されている者は、一定の期間内に市区町村長に氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの申出をしなければならないものとする。また、一定期間内に当該申出があった場合には、市区町村長が職権により、当該申出に係る氏名を平仮名（片仮名）で表記したものを戸籍に記載するものとし、一定期間内に当該申出がない場合には、市区町村長が国字の音訓又は慣用その他法務省令で定める方法により職権で、氏名を平仮名（片仮名）で表記したものを戸籍に記載するものとする（注1）（注2）。

（注1）「一定の期間」は、具体的には、1年、3年又は5年とすることが考えられる。

（注2）収集の実効性を確保するため、届出義務を課し、正当な理由なく期間内に届出がない場合には、過料の制裁を科す（戸籍法第137条参照）方法も考えられる。

（補足説明）

1 部会資料3からの変更点

部会資料3では、既に戸籍に記載されている者に係るものの収集方法として、届出義務を課した上で、当該期間内に届出がない場合には市区町村長が職権で氏名を平仮名（片仮名）で表記したものを記載する案（従前の【甲案】）と、申出事項とした上で、当該期間内に申出がない場合には市区町村長が職権で氏名を平仮名（片仮名）で表記したものを記載する案（従前の【乙案】）の2つの案を提示したところ、第3回会議において、届出義務を課すことについては、法定の期間内に届出がされなかった場合に過料の対象となることを理由として、否定的な意見が多数であった。

他方で、短期間にできるだけ多くの氏名を平仮名（片仮名）で表記したものを収集するためには、過料の対象とならない申出事項としつつ、申出をしなければならないこととすべきであるとの意見もあった。

以上の意見も踏まえ、効果的かつ国民に過度の負担をかけない方法により氏名を平仮名（片仮名）で表記したものを収集することを目指し、氏名を平仮名（片仮名）で表記したものについては、過料の対象とならない申出事項と整理した上で、一定の期間内に、様々な方法で申出を促した上で、当該期間内に申出がない場合には市区町村長が職権で氏名を平仮名（片仮名）で表記したものを記載する案を提示している。

2 本文の考え方

本文は、戸籍に記載されている者は氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの申出をしなければならないとして、申出の義務を課した上で、当該期間内に

5 申出（職権記載の申出）があった場合には、市区町村長が職権により、当該申出に係る氏名を平仮名（片仮名）で表記したものを戸籍に記載することとし、他方、当該期間内に当該申出がない場合には、市区町村長が法務省令で定める方法により職権で、氏名を平仮名（片仮名）で表記したものを戸籍に記載するものとするものである。

10 現在の取扱いにおいても、戸籍法第24条第1項ただし書により戸籍に記載する端緒となる職権記載申出自体には特段の根拠規定がないものの、申出の義務を課すこととするのであれば、本文第1文については、法令に規定する必要があり、第2文後半については、法令に規定する方法又は法令に規定しない方法が考えられる。

15 本文第2文後半を法令に規定しない方法に関しては、第1の1により氏名を平仮名（片仮名）で表記したものが戸籍の記載事項として法令に規定されている以上、戸籍法第24条第1項の「戸籍の記載に遺漏がある」状態と評価することができる。そして、第1の2において本文【乙案】又は【丙案】を採用する場合には、氏名を平仮名（片仮名）で表記したものは、申出がない限り国字の音訓又は慣用により表音されるものであるため、市区町村長は、同条第2項の戸籍訂正により、戸籍の氏名の記載を元にその氏名を平仮名（片仮名）で表記したものを記載することができる。

20 なお、一定の期間内に氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの申出がされなかった場合、申出義務違反の状態になるため、当該期間が適切なものとなるよう検討する必要がある。また、申出期間内に多くの申出がされるよう、効果的な収集方法を検討する必要がある、申出人に申出を促すいわゆるプッシュ型の取組も効果的と考えられる。

3 申出を促す方策

25 本文について、申出を促す方策の一つとして、市区町村が保有する氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの若しくはこれに準ずる情報又は氏名に係る国字の音訓若しくは慣用により表音されるところにより、申出人となるべき者に戸籍に記載する氏名を平仮名（片仮名）で表記したもののお知らせをすることが考えられる。

30 この点、第1回会議において、現状、市区町村が保有する氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの情報を利用するなどして、より多くの国民について氏名を平仮名（片仮名）で表記したものを収集することが可能となる方法を検討すべきであるとの意見があった。

4 職権記載に当たっての指針

35 （補足説明）2のとおり、第1の2において本文【乙案】又は【丙案】を採用する場合には、氏名を平仮名（片仮名）で表記したものは、申出がない限り国字の音訓又は慣用により表音されるものであるため、市区町村長は、戸籍法第24条第2項の戸籍訂正により、戸籍の氏名の記載を元にその氏名を平仮名

(片仮名)で表記したものを記載することができるが、国字の音訓又は慣用により表音されるものが複数存在することも想定される。そこで、市区町村長が氏名を平仮名(片仮名)で表記したものを記載するに当たっての指針となるべきものを定める必要があると考えられる。

5 また、市区町村長による職権記載に当たり、市区町村が保有する氏名を平仮名(片仮名)で表記したもの又はこれに準ずる情報を参照することが可能な場合には、「その他法務省令で定める方法」として法務省令に規定することが考えられる。もっとも、本籍地市区町村と居住する市区町村が異なる者も存在することから、市区町村が保有する氏名を平仮名(片仮名)で表記したもの又はこれに準ずる情報を参照することが困難な場合についても想定する必要がある。そのような場合には、第1の2においていずれの案を採用するかにかかわらず、市区町村長が氏名を平仮名(片仮名)で表記したものを記載するに当たっての指針となるべきものを定める必要があると考えられる。

5 申出期間経過後に職権記載した後の職権訂正の申出

15 本文第2文後半により、市区町村長が職権により氏名を平仮名(片仮名)で表記したものを戸籍に記載した場合において、当該記載に係る者がこれと異なる氏名を平仮名(片仮名)で表記したものとすよう、市区町村長に職権訂正の申出をしたときは、戸籍法第24条第2項の規定により、市区町村長は管轄法務局長等の許可を得て、職権で当該申出による氏名を平仮名(片仮名)で表記したものに戸籍訂正することができるように考えられる。なお、管轄法務局長等の許可は、包括的に承認しておくことが考えられる。

20 なお、第1回会議において、第2の3(1)のいずれの案を採用する場合であっても、市区町村長が戸籍に記載した氏名を平仮名(片仮名)で表記したものは暫定的なものとして取り扱い、その変更については、第2の3(1)の規律の例外と位置付けるという方法も考えられるとの意見があった。

3 氏名を平仮名(片仮名)で表記したものの変更等

(1) 氏又は名の変更に伴わない場合の規律は、次のいずれかの案によるものとする。

30 【甲案】戸籍法に次のような規律を設けるものとする。(注1)

① やむを得ない事由【正当な事由】によって氏を平仮名(片仮名)で表記したものを変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

35 ② 正当な事由によって名を平仮名(片仮名)で表記したものを変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

【乙案】戸籍法に次のような内容の規律を設けるものとする(注2)(注3)。

氏又は名を平仮名（片仮名）で表記したものを変更しようとする者は、
【成年に達した時から1年以内に届け出る場合その他法務省令で定める
場合に限り、】家庭裁判所の許可を得ないで、その旨を届け出ることがで
きる。

5 (注1) 成年に達した者が自ら氏名を平仮名（片仮名）で表記したものを届け出た（申
し出た）後、これを変更しようとする場合には、その変更の可否はより厳しく審査
されるべきものとするとも考えられる。

(注2) 【乙案】の「法務省令で定める場合」を規定する案を採用する場合には、【甲案】
と併せて採用することも考えられる。

10 (注3) 【乙案】の「成年に達した時から1年以内に届け出る場合」による変更は、一
度に限ることとする。

(2) 氏又は名の変更に伴う場合の規律は、次のいずれかの案によるものとする。

15 【甲案】戸籍法第107条第1項又は第107条の2に規定する氏又は名の変
更における家庭裁判所の許可を得た後、氏又は名の変更の届出時に
氏又は名を平仮名（片仮名）で表記したものの届出をすれば足りるも
のとする。

20 【乙案】戸籍法第107条第1項又は第107条の2の規定により氏又は名
を変更しようとするときは、その平仮名（片仮名）で表記したものと
ともに、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない
こととする。

(補足説明)

1 家庭裁判所の許可の要否（本文(1)の規律）

25 本文(1)【甲案】は、氏名を平仮名（片仮名）で表記したもののみの変更につ
いて、氏又は名の変更（戸籍法第107条又は第107条の2）と同様に、家
庭裁判所の許可を得た上で、届け出ることとするものである。

30 本文(1)【乙案】は、氏名を平仮名（片仮名）で表記したもののみの変更につ
いて、家庭裁判所の許可を不要とし、届け出ることのみでできるとするもので
ある。

35 なお、第2回会議において、家庭裁判所の許可を不要とすれば、戸籍窓口に
おいて氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの許容性及び氏名との関連性を
審査することとなることを考えると、家庭裁判所の許可を要することとせざる
を得ないとの意見を始めとして、家庭裁判所の許可を要することとすべきとの
意見が複数あった。また、第3回会議において、氏又は名の変更手続（戸籍法
第107条又は第107条の2）と異なるものとするると混乱が生じることが懸
念されることから、氏又は名の変更手続と同様の規律にすべきであるとの意見
があった。

他方で、第3回会議において、家庭裁判所の許可を得るために申立てをすることは、一般的に敷居が高いと感じられることから、名を平仮名（片仮名）で表記したものについて、幼少の頃から戸籍の記載とは異なるものを使用していたような場合には、家庭裁判所の許可を不要とすることも考えられるのではないかと意見があった。

こうした意見を踏まえ、本文(1)【乙案】において、未成年者に係る氏名を平仮名（片仮名）で表記したもののみの変更については、成年に達した時から1年以内という期間制限を設けた上で、家庭裁判所の許可を不要とし、届け出ることのみでできることとする案をブラケットを付して記載している。

2 【甲案】における変更の要件（本文(1)の規律）

(1) 本文(1)【甲案】を採用する場合、その要件については、氏又は名の変更（戸籍法第107条又は第107条の2）と同様に、「やむを得ない事由」、「正当な事由」とすることが考えられる一方で、これを緩和すべきとの意見もあることから、本文(1)【甲案】①について、緩和した要件をブラケットを付して記載している。

(2) 本文(1)【甲案】を採用した場合において変更の届出が想定される場面については、現在の氏又は名の変更の取扱いが参考となる。

戸籍法第107条第1項及び第4項（外国人である父又は母の称している氏に変更しようとするものなどの要件あり）に規定する氏の変更については、やむを得ない事由がある場合に家庭裁判所の許可を得て、届け出ることができるとされている。

このやむを得ない事由に該当する事例としては、著しく珍奇なもの、甚だしく難解難読のものなど、本人や社会一般に著しい不利不便を生じている場合はこれに当たるであろうし、その他その氏の継続を強制することが、社会観念上甚だしく不当と認めるものなども、これを認めてよいと考えられている（青木義人＝大森政輔全訂戸籍法439頁）。

また、やむを得ない事由に関して、婚姻により夫の氏になったものの、その後離婚し、婚氏続称の届出をして、離婚後15年以上婚氏を称してきた女性が、婚姻前の氏に変更することの許可を申し立てた事案において、婚氏が社会的に定着していることを認定しつつ、①離婚時に幼少だった子が既に成人し、申立人の氏の変更許可を求めることに同意していること、②申立人は、同居の実両親とともに、9年にわたり、婚姻前の氏を含む屋号で近所付き合いをしてきたこと等の諸事情を考慮して、やむを得ない事由があると認められると判断し、申立てを却下した原審判を変更して、氏の変更を許可した事例（東京高裁平成26年10月2日決定（判例時報2278号66頁））もある。

(3) 戸籍法第107条の2に規定する名の変更については、正当な事由がある場合に家庭裁判所の許可を得て、届け出ることができるとされている。

この正当な事由の有無は一概に言い得ないが、営業上の目的から襲名の必要があること、同姓同名の者があって社会生活上支障があること、神官僧侶となり、又はこれをやめるため改名の必要があること、珍奇な名、異性と紛らわしい名、外国人に紛らわしい名又は難解難読の名で社会生活上の支障があること、帰化した者で日本風の名に改める必要があること等はこれに該当するであろうが、もとよりこれのみに限定するものではないと考えられており、また、戸籍上の名でないものを永年通名として使用していた場合に、その通名に改めることについては、個々の事案ごとに事情が異なるので、必ずしも取扱いは一定していないが、相当な事由があるものとして許可される場合が少なくないとされている（前掲全訂戸籍法442頁）。

また、性同一性障害と診断された戸籍上の性別が男性である申立人が、男性名から女性名への名の変更許可を申し立てた事案において、正当な事由があると認められると判断し、原審を取り消して名の変更を許可した事例（大阪高裁令和元年9月18日決定（判例時報2448号3頁））もある。

さらに、名の変更については、出生届出の際の錯誤あるいは命名が無効であることを理由として認められる場合がある（戸籍610号75頁）。

(4) 以上の例と氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの特性に鑑みれば、氏を平仮名（片仮名）で表記したものにあっては、著しく珍奇なもの、甚だしく難解なもの、永年使用しているものなどを理由とした届出が、名を平仮名（片仮名）で表記したものにあっては、珍奇なもの、難解なもの、永年使用しているもの、性自認（性同一性）と一致しないものなどを理由とした届出などが考えられる。

さらに、これらの届出のうち、実際に氏名を平仮名（片仮名）で表記したもののみの変更の届出が想定される場面は、極めて限定されるが、例えば、氏を平仮名（片仮名）で表記したものにあっては、①濁点の有無や音訓の読みが変化したものを永年使用していることのほか、②本人以外が届け出たものについて、本人にとって著しく珍奇なもの又は甚だしく難解なものなどが考えられる。また、名を平仮名（片仮名）で表記したものにあっては、同様に、①濁点の有無や音訓の読みが変化したものを永年使用していることのほか、②本人以外が届け出たものについて、本人にとって珍奇なもの又は難解なもの、③性自認（性同一性）と一致しないものなどが考えられる。

3 【乙案】における変更の要件（本文(1)の規律）

本文(1)【乙案】は、氏名を平仮名（片仮名）で表記したもののみの変更について、家庭裁判所の許可を不要とし、届け出ることのみでできるものとしてあり、戸籍窓口において氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの許容性及び氏名との関連性を審査することとなる。

また、未成年者に係る氏名を平仮名（片仮名）で表記したもののみの変更について、成年に達した時から1年以内という期間制限を設けた上で、家庭裁判

所の許可を不要とし、届け出ることのみでできることとする案をブラケットを付して記載している。なお、民法第791条第4項において、子の氏の変更につき、「前三項の規定により氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、従前の氏に復することができる。」と規定されていることから、これを参考としている。

「法務省令で定める場合」を規定する案を採用した場合には、(補足説明)2(4)の届出が想定される場面を法務省令に規定することが考えられる。具体的には、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第1項の規定による性別の取扱いの変更の審判を受けたときなどを規定することが考えられる。

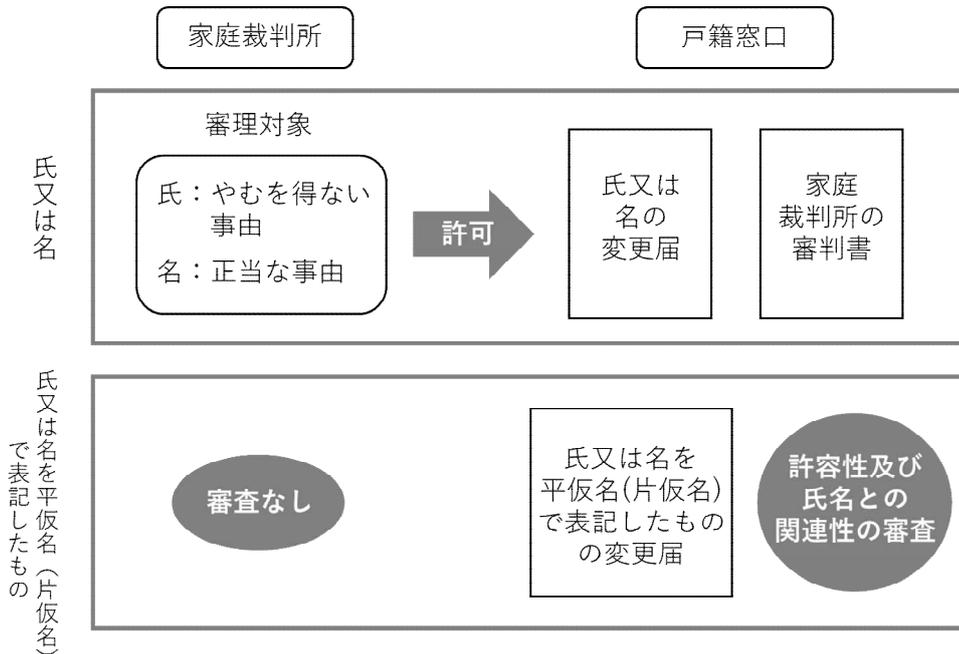
4 その他考慮すべき事項 (本文(1)の規律)

第1回会議において、氏名を平仮名(片仮名)で表記したもののみの変更については、自分自身が手続に参加する形で氏名を平仮名(片仮名)で表記したものが登録された場合には、その変更はより慎重であるべきであるとの意見があった。この点、本文(1)において【甲案】を採用する場合には、変更の要件を、やむを得ない事由又は正当な事由よりも厳しくすることが考えられるのではないかとの意見があったほか、自分自身が手続に参加する形で氏名を平仮名(片仮名)で表記したものが登録されたという事実を、家庭裁判所におけるやむを得ない事由又は正当な事由に関する審査の際に、一つの事情として考慮することも考えられる。

5 基本的な考え方 (本文(2)の規律)

本文(2)【甲案】は、戸籍法第107条第1項又は第107条の2に規定する氏又は名の変更における家庭裁判所の許可を求める申立ては、氏又は名とこれらを平仮名(片仮名)で表記したものととのセットとする必要はなく、氏又は名の変更の許可を得た後、第2の1のとおり、氏又は名の変更の届出時に氏又は名を平仮名(片仮名)で表記したものの届出をすれば足りるとするものである(下記図1参照)。この場合、戸籍窓口において、第1の2により氏又は名を平仮名(片仮名)で表記したものの許容性及び氏名との関連性が審査され、相当でないものであれば、氏又は名を平仮名(片仮名)で表記したものの届出は受理されないこととなる。

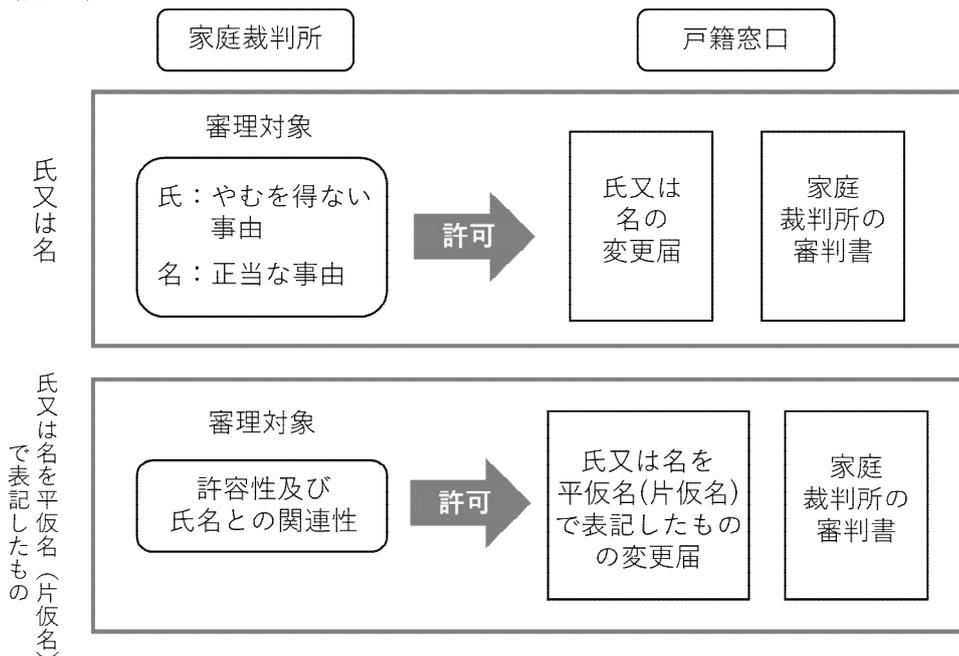
(図 1)



5

本文(2)【乙案】は、戸籍法第107条第1項又は第107条の2に規定する氏又は名の変更と併せて、氏又は名を平仮名(片仮名)で表記したものについても、家庭裁判所の許可を得て届け出ることとするものである。この場合、家庭裁判所において、第1の2により氏又は名を平仮名(片仮名)で表記したものの許容性及び氏名との関連性が審査される(下記図2参照)。

(図 2)



10

6 氏又は名を変更し氏又は名を平仮名（片仮名）で表記したものを変更しない
場合（本文(2)の規律）

第1回会議において、氏又は名を変更しつつ、これらを平仮名（片仮名）で
表記したものを変更しないとするニーズもあるのではないかとの意見があった。

5 この点、本文(2)において【甲案】を採用する場合には、戸籍法第107条又
は第107条の2に規定する家庭裁判所の許可を得た後、第2の1のとおり氏
又は名の変更の届出時に従前と同じ氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの
届出をすれば足りることとなる。

10 他方、本文(2)において【乙案】を採用する場合には、氏又は名の変更と併せ
て、従前の氏又は名を平仮名（片仮名）で表記したものについて、家庭裁判所
の許可を得て届け出ることとなるが、氏又は名を平仮名（片仮名）で表記した
ものを変更しない場合であっても、家庭裁判所の許可を必要とする理由につい
て整理する必要がある。

以 上

15